

# 技術提案書等の資料作成説明

横浜新道 新保土ヶ谷 I Cランプ橋リニューアル工事

令和5年8月

あなたに、ベスト・ウェイ。



## ■目次

|                   |                 |    |
|-------------------|-----------------|----|
| ①工事概要             | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 1  |
| ②契約方式             | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 8  |
| ③契約手続きの基本的な流れ     | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 9  |
| ④競争参加資格           | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 10 |
| ⑤設計管理技術者・照査技術者の資格 | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 13 |
| ⑥技術提案書の作成         | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 14 |
| ⑦価格等の交渉の流れ        | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 16 |
| ⑧質疑応答             | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 17 |

# ①工事概要 (1)

## 工事概要

本工事は、横浜新道新保土ヶ谷IC D・E・Gランプ橋，新藤塚橋(上・下)のリニューアル工事を行うものである。

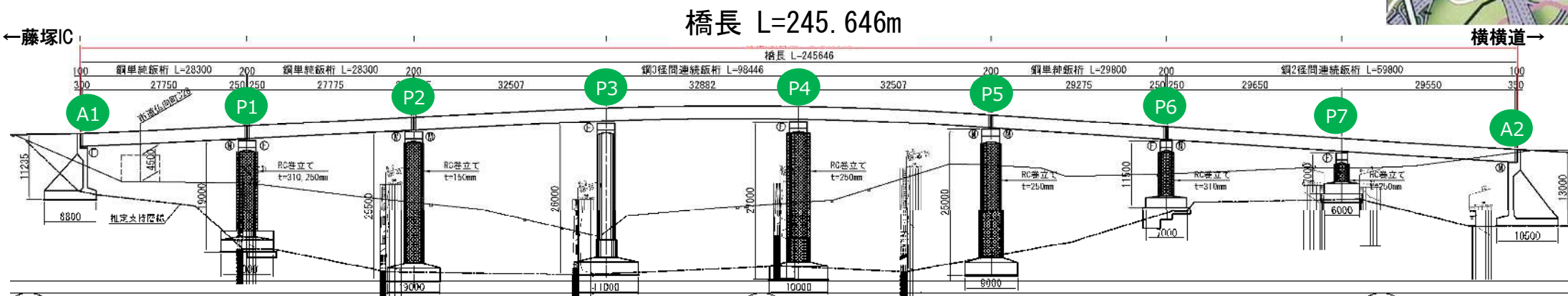
## 工事場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区藤塚町



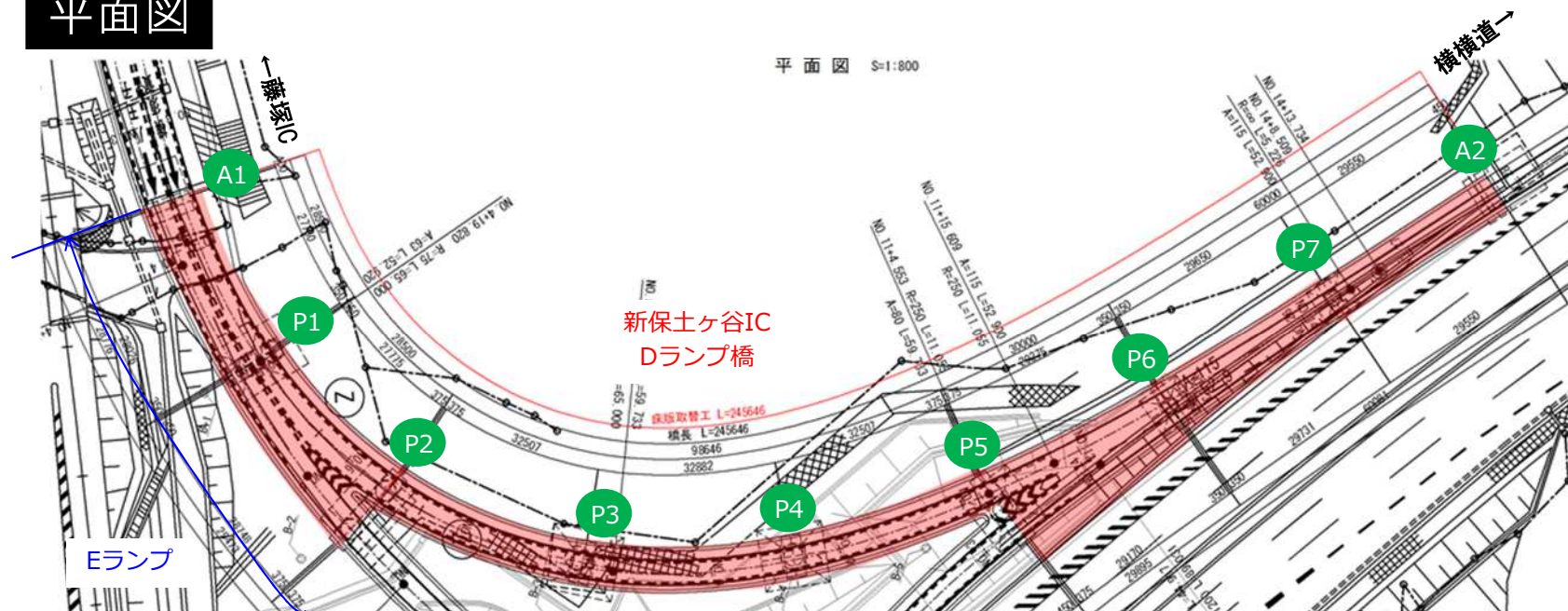
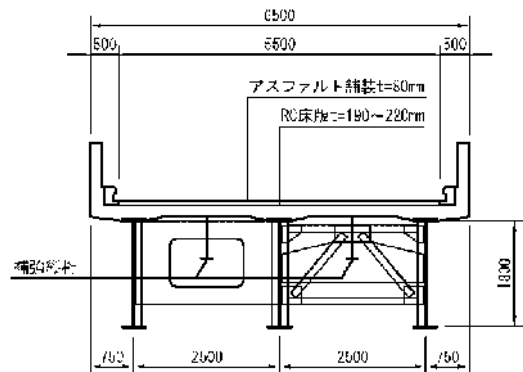
# ①工事概要 (2) Dランプ橋一般図

## 側面図 1方向1車線のランプ橋



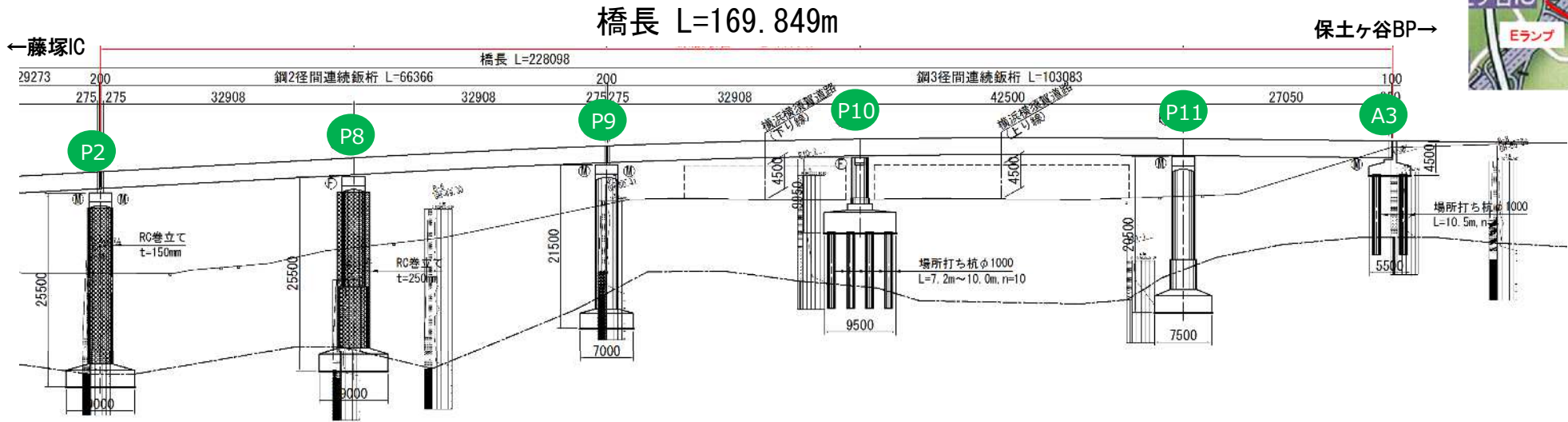
## 断面図 P2~P5

## 平面図

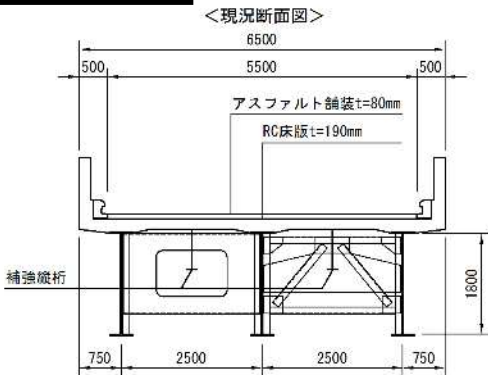


# ①工事概要 (3) Eランプ1号橋一般図

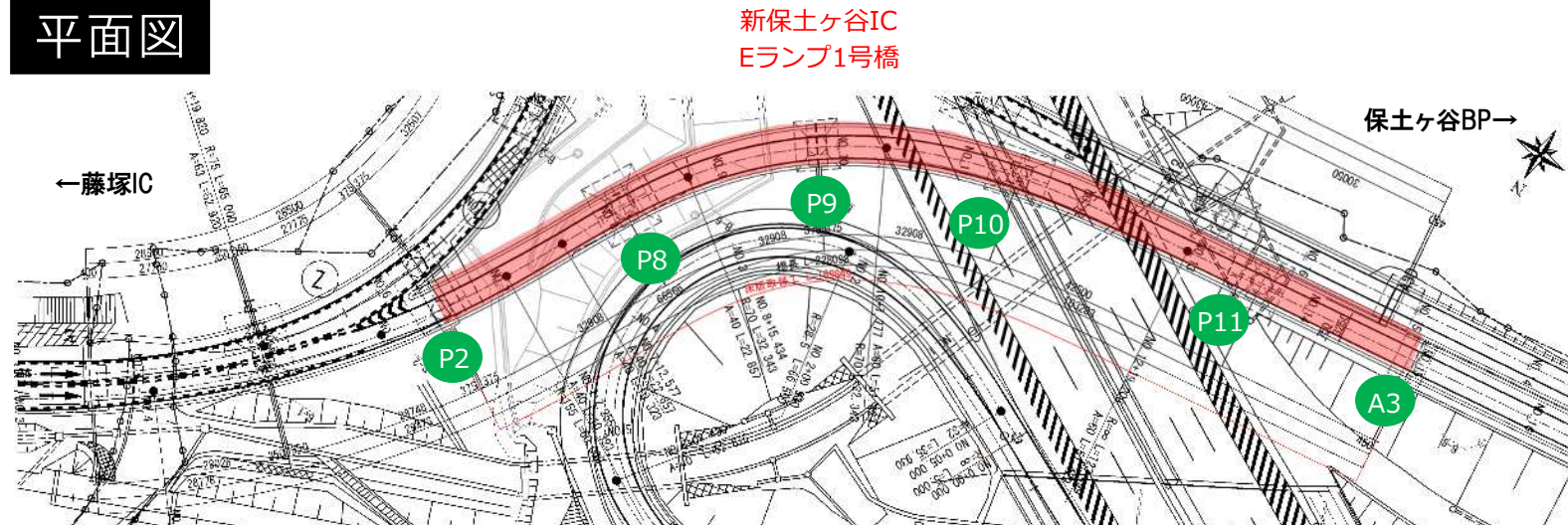
## Eランプ1号橋 1方向1車線のランプ橋



### 断面図 P2~A3

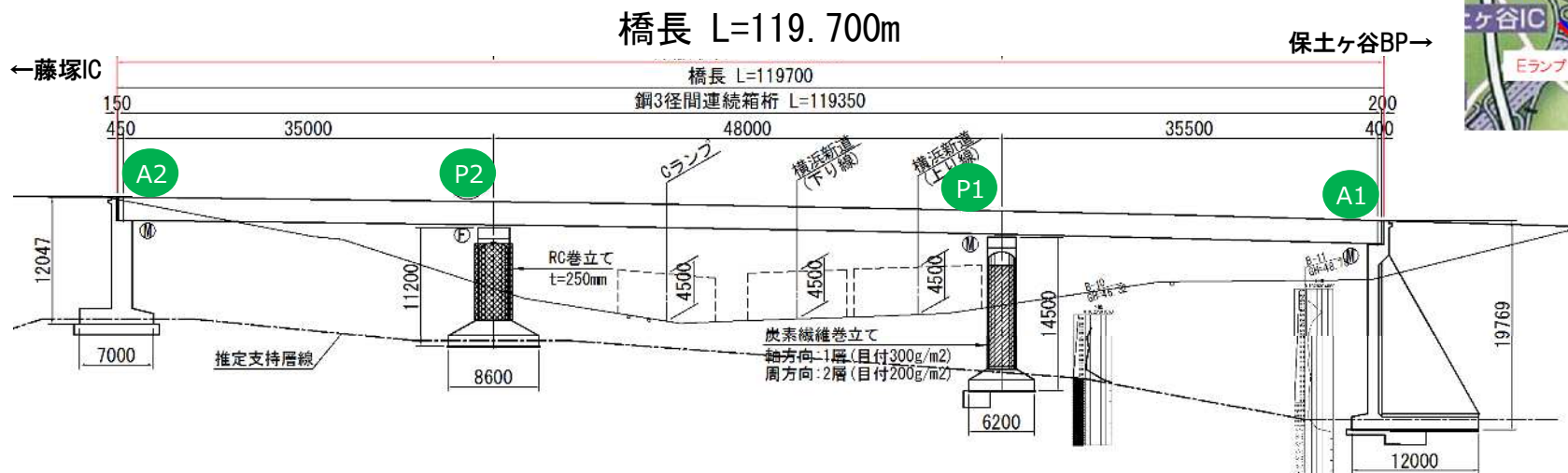


### 平面図

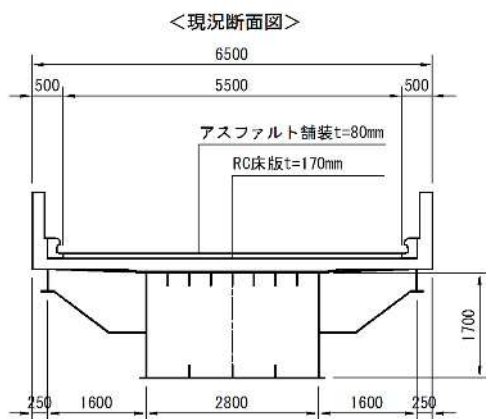


# ①工事概要（4）Eランプ2号橋一般図

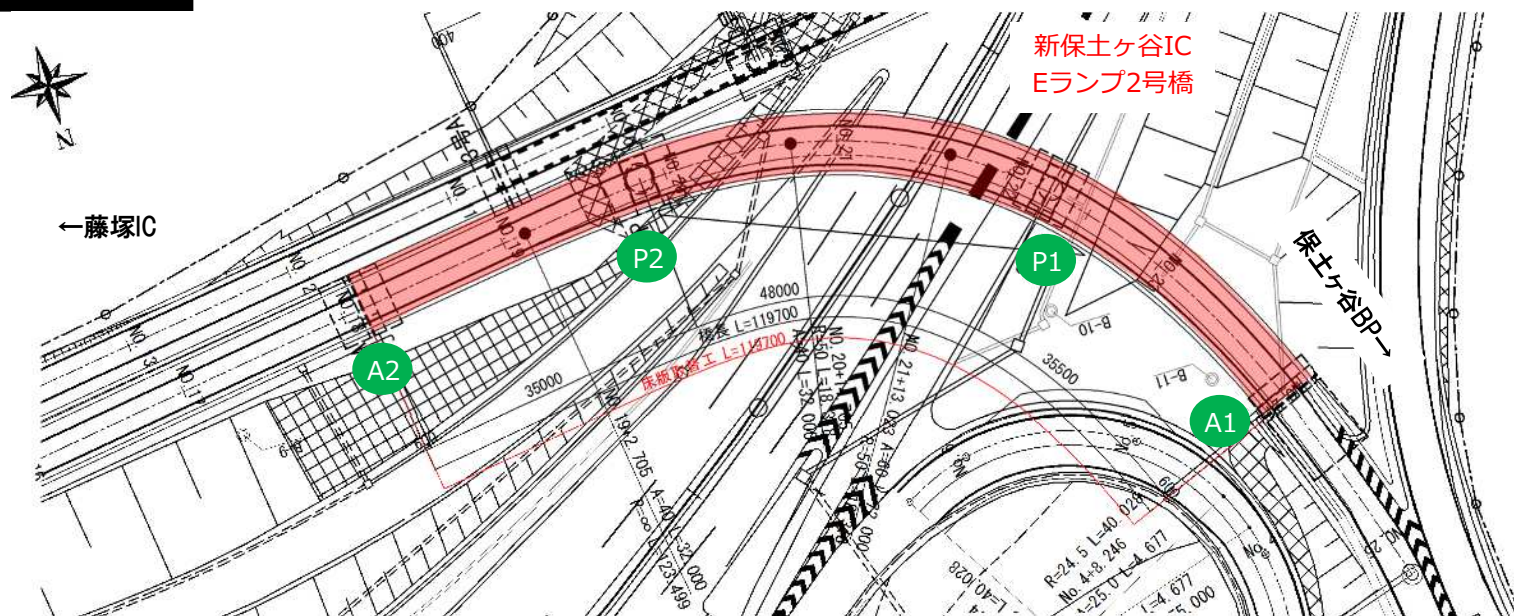
## Eランプ2号橋 1方向1車線のランプ橋



### 断面図



### 平面図

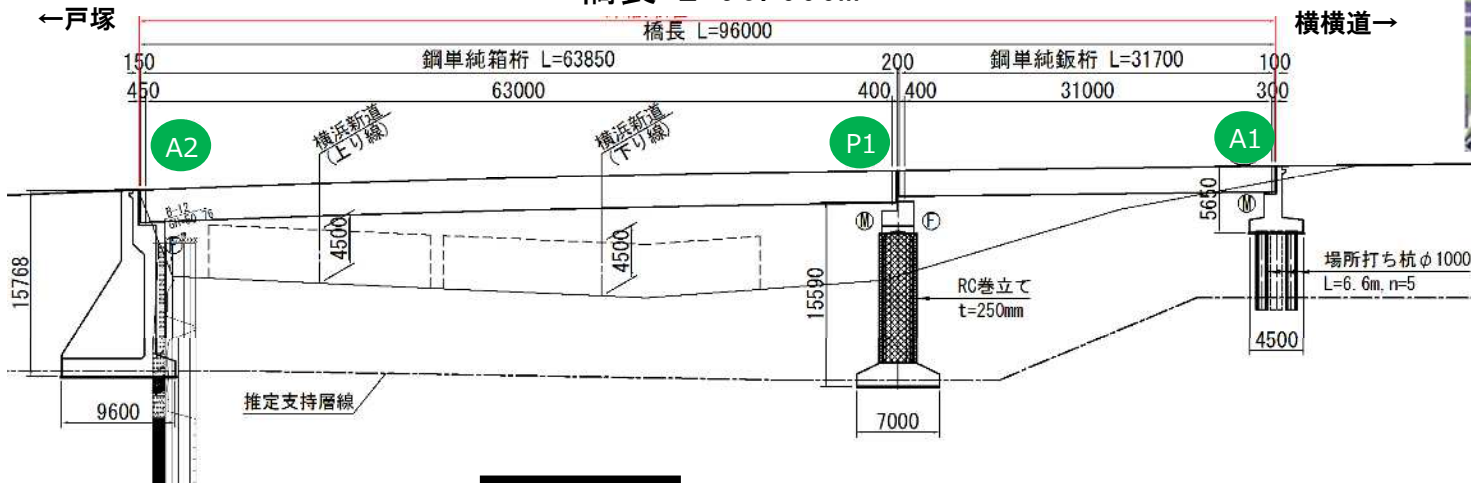


# ①工事概要 (5) Gランプ1号橋一般図

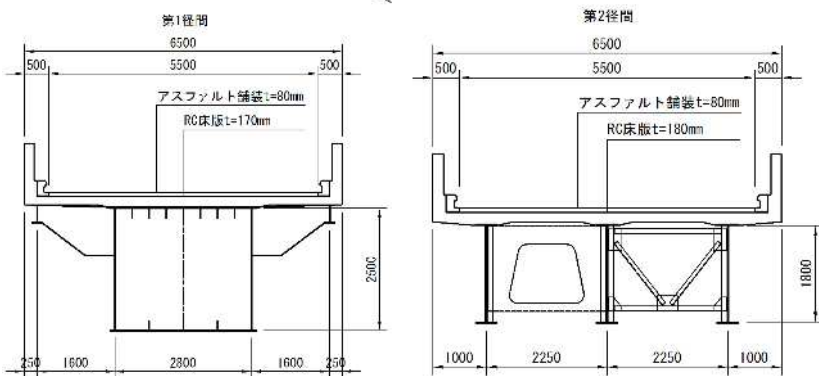
## Gランプ1号橋

## 1方向1車線のランプ橋

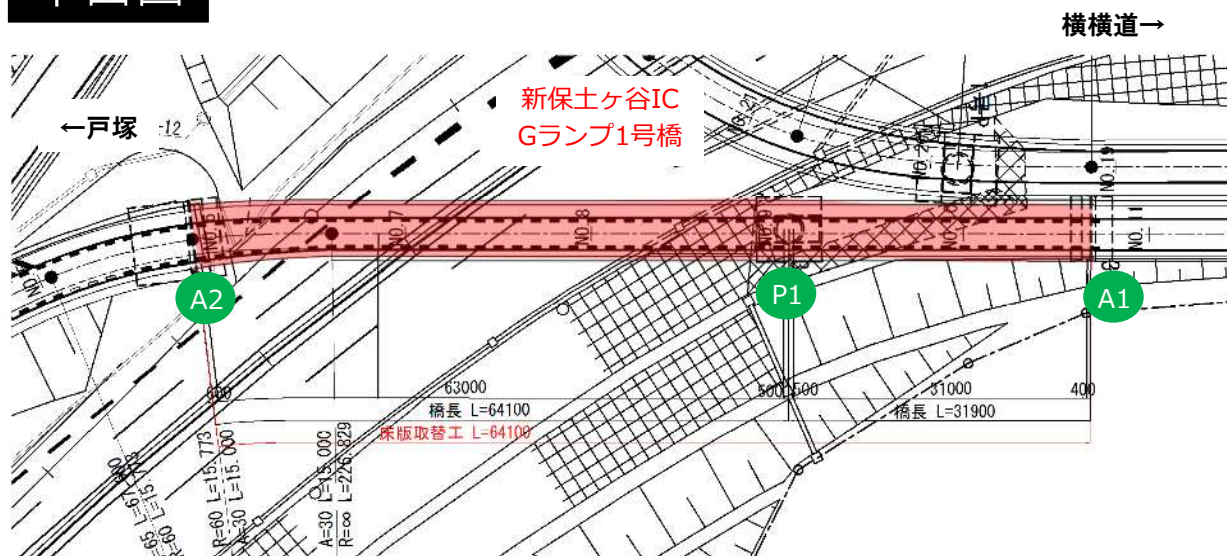
橋長 L=96.000m



## 断面図



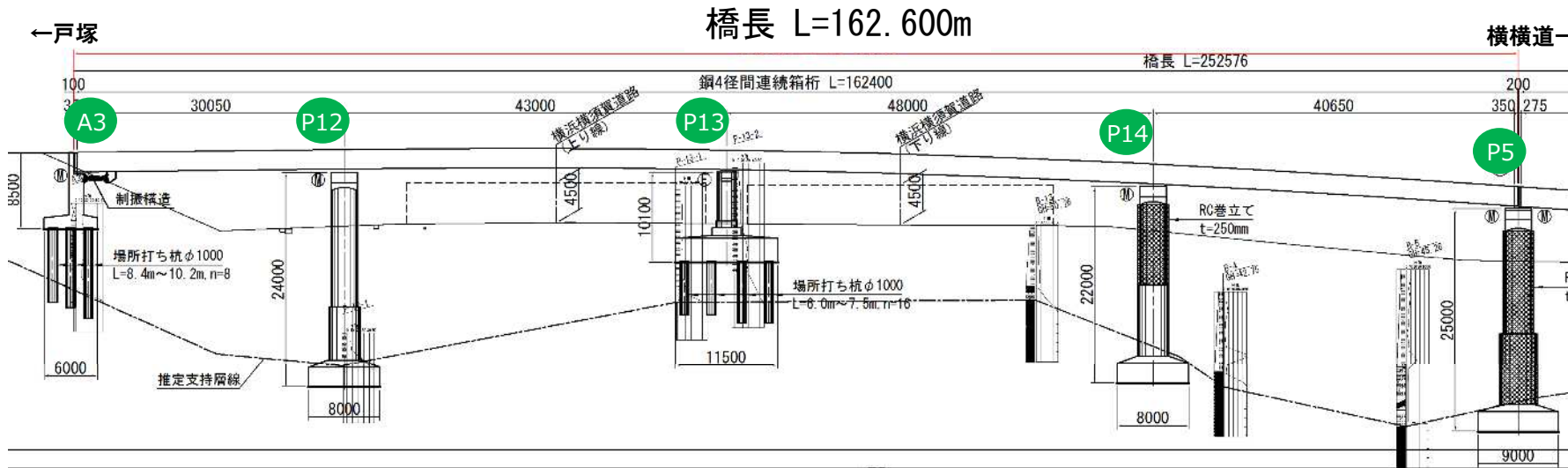
## 平面図



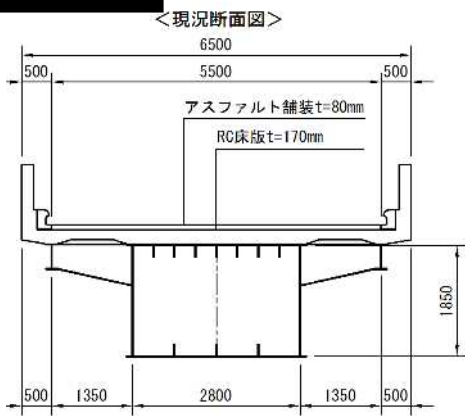
# ①工事概要 (6) Gランプ2号橋一般図

## Gランプ2号橋

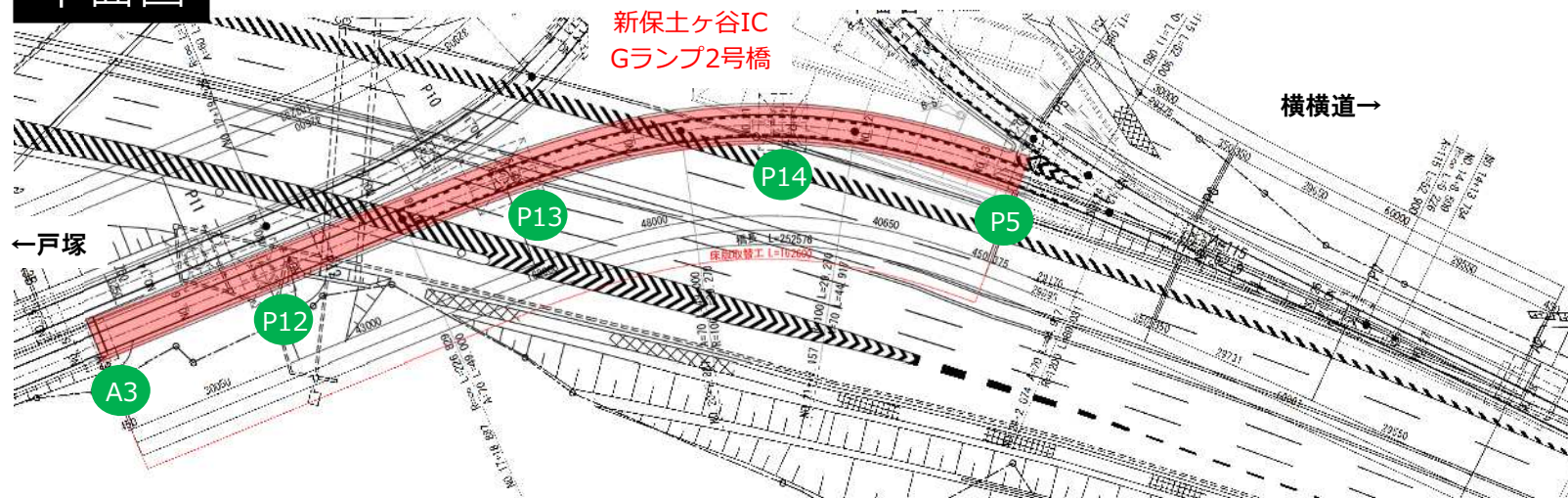
## 1方向1車線のランプ橋



## 断面図



## 平面図

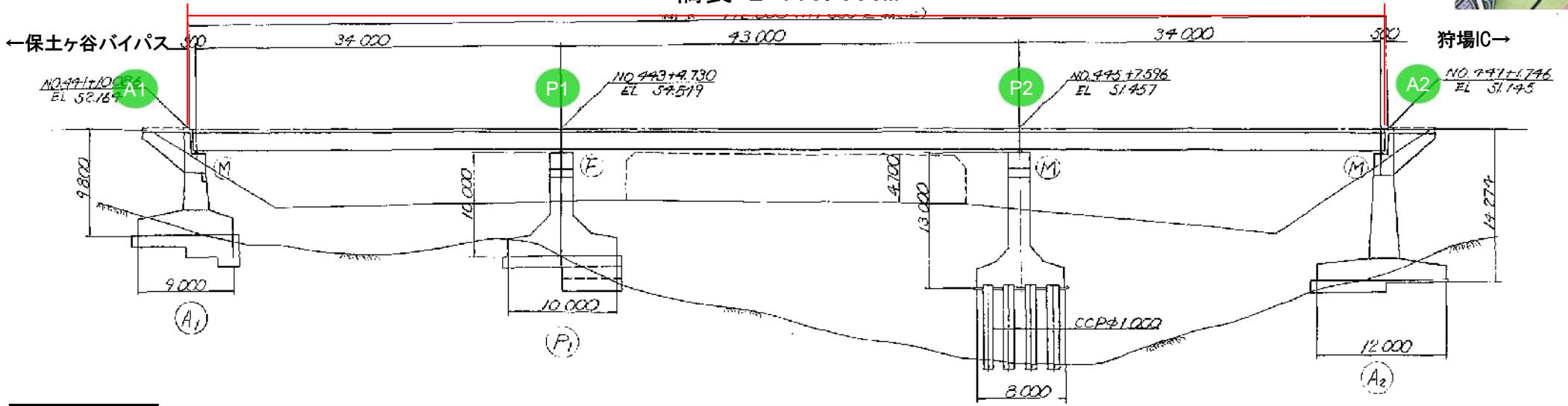




# ①工事概要（7）新藤塚橋一般図

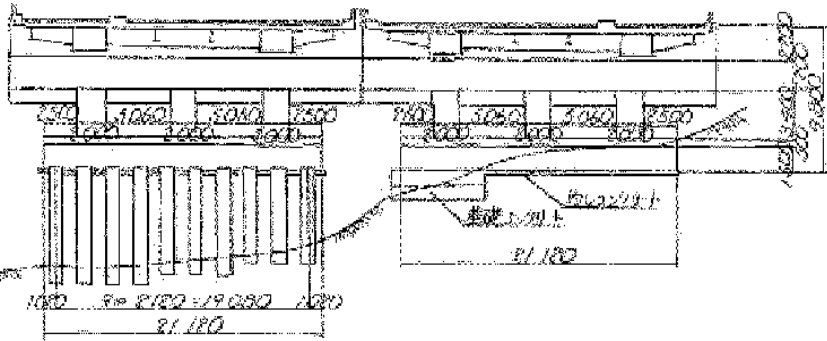
## 側面図

上り線 : 本線3車線+ランプ1車線  
 下り線 : 本線2車線+ランプ1車線  
 橋長 L=118.000m



## 断面図

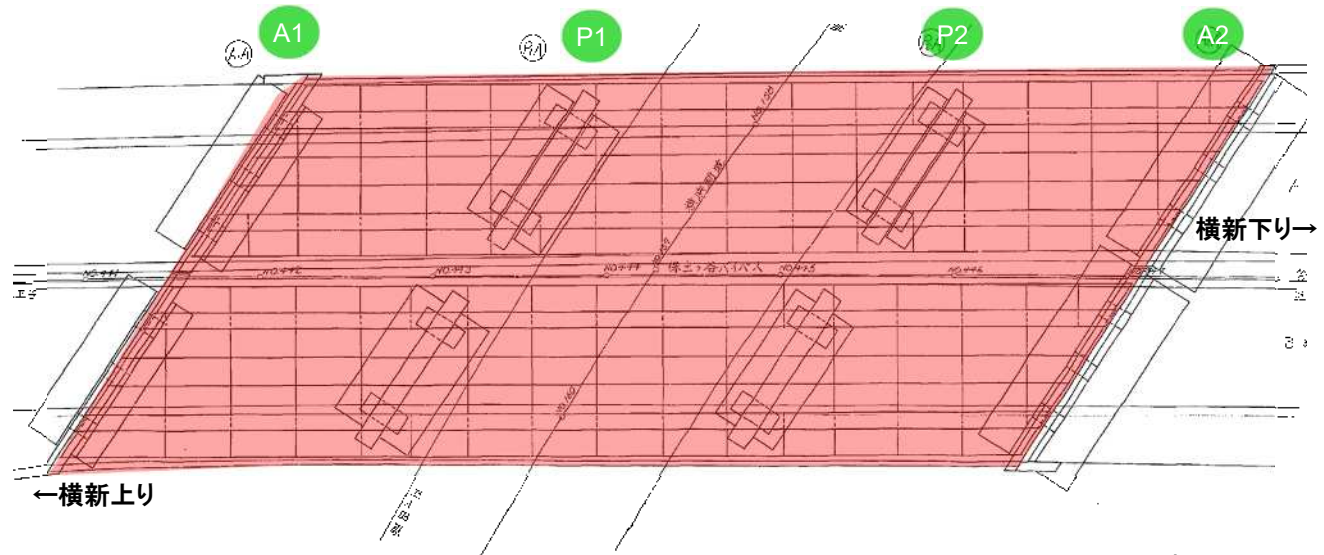
A1断面



上り 保土ヶ谷バイパス方面

下り 狩場方面

←保土ヶ谷バイパス



狩場IC→

横新下り→

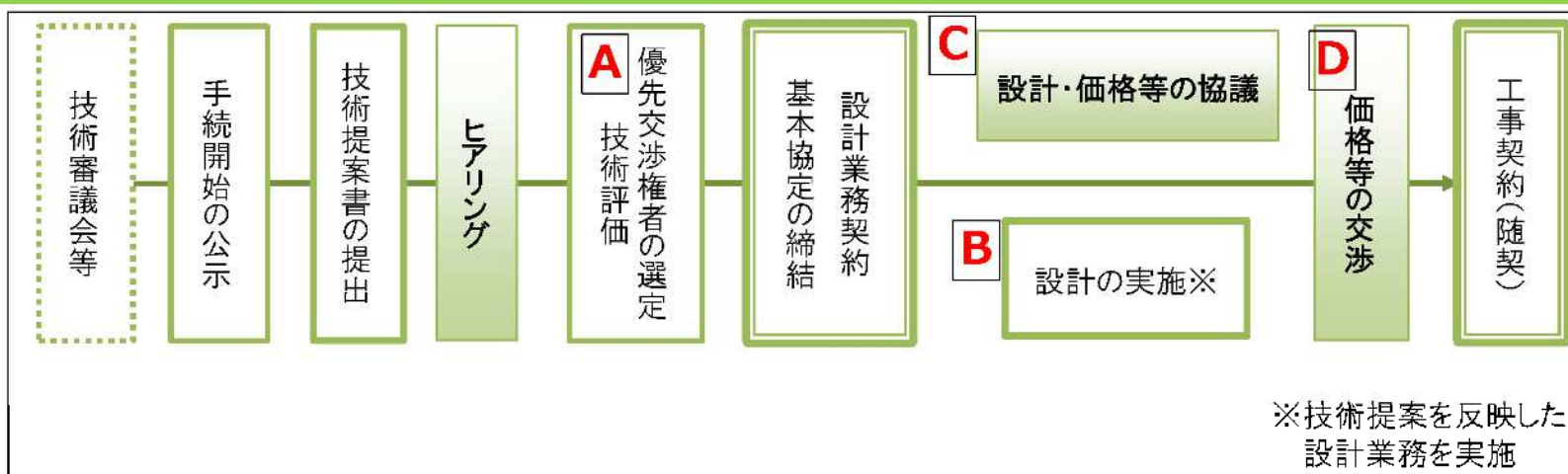
←横新上り

## ②契約方式

### ■技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）

⇒仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、契約制限価格を定めることを可能とする落札者選定方式

⇒最適な仕様を設定できない場合や仕様の前提となる条件の確定が困難な場合等に、発注者の要求を最も的確に満たす技術提案を公募し、最適な技術提案を採用し、提案を踏まえて仕様・価格を決定

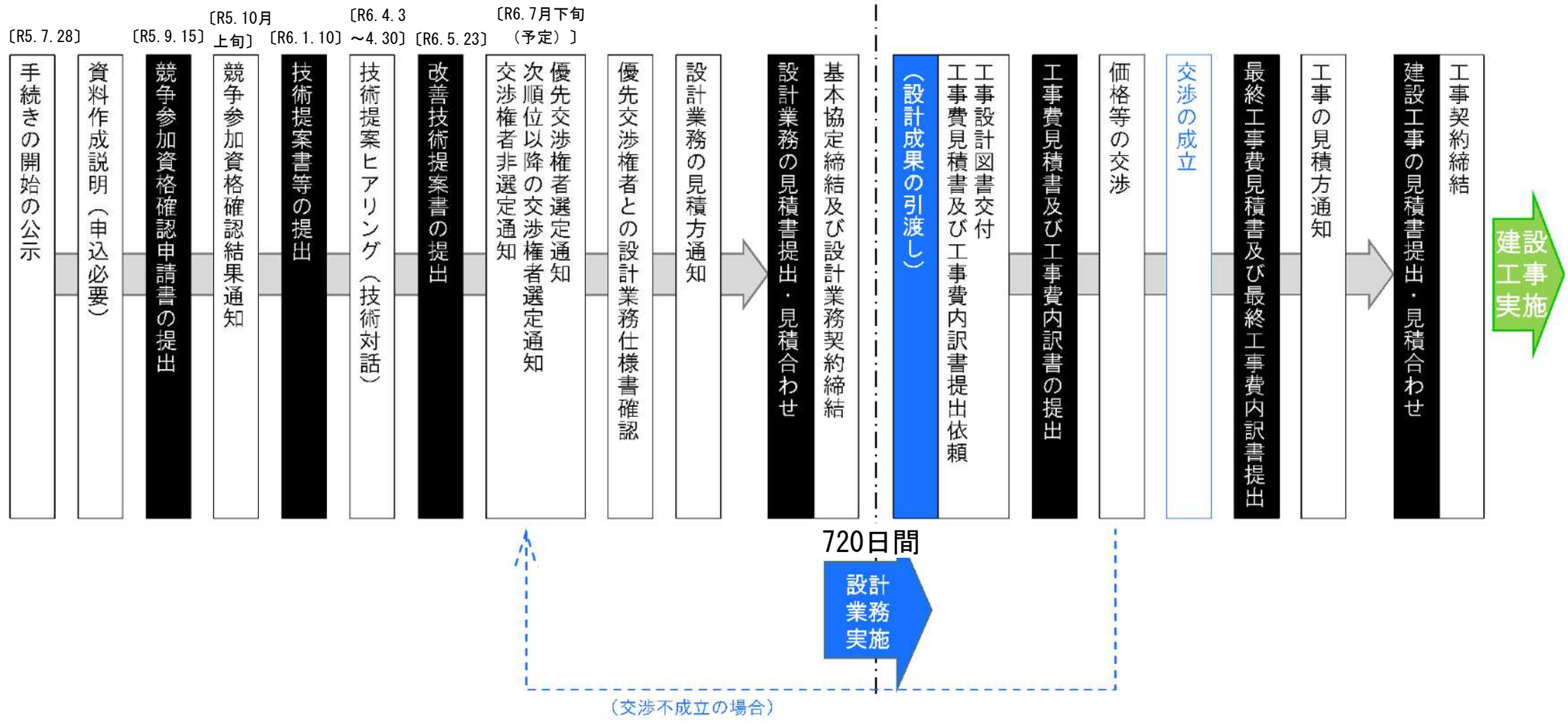


| 項目               | 内容   |
|------------------|--|
| 【A】<br>優先交渉者の選定  | 技術提案（事業課題への理解度や提案能力や対応力）について、ヒアリングの結果も含め審査・評価し、技術評価の最も高い者を優先交渉権者として選定。                                     |
| 【B】<br>設計の実施     | 優先交渉権者は、設計業務において、技術提案内容に基づく施工計画や工法を設計業務に反映する。  |
| 【C】<br>設計・価格等の協議 | 設計業務実施中に、設計の内容及び施工条件を基に、優先交渉権者から工事費見積書・見積条件書を適宜提出を求め、発注者において評価及び協議を実施する。                                   |
| 【D】<br>価格等の交渉    | 設計業務の成果及び設計・価格等の協議を踏まえた設計図書（発注図・仕様書）に基づき優先交渉権者に見積依頼を行い、提出された見積を基に価格等の交渉を行い、交渉結果を基に妥当性が確認されたのち、契約制限価格を設定する。 |

# ③契約手続きの基本的な流れ

《手続き開始の公示から優先交渉権者の選定、基本協定の締結及び設計業務契約締結》

《建設工事に係る価格等の交渉及び工事契約締結》



## ④競争参加資格（１）

- ◆「土木工事」、「PC橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」、「橋梁補修工事」のうち、技術提案の内容が該当する工事種別に係るNEXCO東日本の「令和5・6年度工事競争参加資格」を有するもので、かつ、工事種別ごとの「経営事項評価点数」の基準を満足すること。
- ◆施工内容が重複する提案の場合は、該当する全ての工事種別を有すること。
- ◆提案する予定の道路構造物が該当しない場合は申請前に質問を行うこと。

### <想定する工事種別ごとの施工内容>

| 工事種別        | 施工内容  |
|-------------|---|
| 1) 土木工事     | 橋梁基礎工、橋梁下部工（コンクリート又は鋼コンクリート複合構造）、既設橋梁下部工の拡幅工又は補強工 |
| 2) PC橋上部工工事 | 橋梁上部工（PC又はPRC構造）                                  |
| 3) 鋼橋上部工工事  | 橋梁下部工（鋼構造）、橋梁上部工（鋼又は鋼コンクリート複合構造）                  |
| 4) 橋梁補修工事   | 床版取替工、既設橋梁撤去工、既設橋梁上部工の拡幅工及び補強工                    |

## ④競争参加資格（２）

◆「土木工事」、「PC橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」、「橋梁補修工事」のうち、技術提案の内容が該当する工事種別に係る同種工事の施工実績をすべて有すること。

◆平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下表に該当する同種工事の施工実績とする。

◆同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

＜工事種別ごとの必要な施工実績＞

| 工事種別        | 必要な施工実績   |
|-------------|---|
| 1) 土木工事     | a) 躯体高さ5m以上のコンクリート橋台又は橋脚の工事<br>b) 基礎ぐいを施工した工事<br>c) 自動車専用道路において、車線規制を実施した工事                   |
| 2) PC橋上部工工事 | d) PC橋を架設した工事<br>e) 自動車専用道路において、車線規制を実施した工事   |
| 3) 鋼橋上部工工事  | f) 鋼橋の工場製作<br>g) 鋼橋を架設した工事<br>h) 自動車専用道路において、車線規制を実施した工事                                      |
| 4) 橋梁補修工事   | i) 道路橋において、プレキャストPC床版、場所打ちPC床版、RC(中空)床版のいずれかによる床版の新設又は取替を実施した工事<br>j) 自動車専用道路において、車線規制を実施した工事 |

# (提案内容と該当する工事種別の施工実績の組合せ)

| 提案する構造種別 |        | 該当する工事種別及び実績  |  |  |  |   |
|----------|--------|---|--|--|--|---|
| 上部構造種別   | 下部構造種別 | 土木工事  | PC橋上部工工事   | 鋼橋上部工工事  | 橋梁補修工事   | 共通  |
|          |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 躯体高さ5m以上のコンクリート橋台又は橋脚の工事</li> <li>・ 基礎ぐいを施工した工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PC橋を架設した工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋼橋の工場製作</li> <li>・ 鋼橋を架設した工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレキャストPC床版、場所打ちPC床版、RC(中空)床版のいずれかによる床版の新設又は取替を実施した工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車線規制を実施した工事</li> </ul> |
| PC       | RC     | ●   | ●  | —  | ●※   | ●   |
| PC       | 複合     | ●   | ●  | ●  | ●※   | ●   |
| PC       | 鋼      | ●   | ●  | ●  | ●※   | ●   |
| PC       | 拡幅・補強  | ●   | ●  | —  | ●※   | ●   |
| 鋼        | RC     | ●   | —  | ●  | ●※   | ●   |
| 鋼        | 複合     | ●   | —  | ●  | ●※   | ●   |
| 鋼        | 鋼      | ●   | —  | ●  | ●※   | ●   |
| 鋼        | 拡幅・補強  | ●   | —  | ●  | ●※   | ●   |
| 複合       | RC     | ●   | —  | ●  | ●※   | ●   |
| 複合       | 複合     | ●   | —  | ●  | ●※   | ●   |
| 複合       | 鋼      | ●   | —  | ●  | ●※   | ●   |
| 複合       | 拡幅・補強  | ●   | —  | ●  | ●※   | ●   |
| 拡幅・補強    | RC     | ●   | —  | —  | ●  | ●   |
| 拡幅・補強    | 複合     | ●   | —  | ●  | ●  | ●   |
| 拡幅・補強    | 鋼      | ●   | —  | ●  | ●  | ●   |
| 拡幅・補強    | 拡幅・補強  | ●   | —  | —  | ●  | ●   |
| 拡幅・補強    | —      | —   | —  | —  | ●  | ●   |

※新藤塚橋において床版取替を行うため必要とする。

## ⑤設計管理技術者・照査技術者の資格

### ◆配置要件

設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。

設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属するものとし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

特定JV乙型の場合は、特定JV乙型として設計管理技術者及び照査技術者を配置すれば良く、設計管理技術者と照査技術者は同一の構成員の所属である必要はない。

### ◆資格要件

設計管理技術者及び照査技術者は、a～dのいずれかの資格を有すること。

- a 技術士(総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリートあるいは道路))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- b 技術士(建設部門(鋼構造及びコンクリートあるいは道路))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- c RCCM(鋼構造及びコンクリート部門あるいは道路部門)に合格し、RCCM資格制度による登録を行っている者。なお、RCCMに合格している者が、RCCM資格制度による登録ができない立場にいる者についてもRCCMと同等の能力を有している者として認めるものとする。
- d 土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者のいずれか(いずれも鋼・コンクリート分野又は橋梁分野)】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者

# ⑥技術提案書の作成（１）

## ◆技術提案書作成に伴う留意事項

| 様式        | 内容                             | 留意点  |
|-----------|--------------------------------|--|
| 様式3       | 技術提案書等の提出書                     |  |
| 様式4-1～4-8 | 技術提案書                          |  |
| 参考資料      | I C概略平面図、縦断図、標準横断図、各更新構造の構造一般図 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案内容の前提条件確認のため、参考図面を作成すること。</li><li>・ 本資料は技術評価のための参考資料として取扱うものであり、技術提案の履行義務は生じない。</li></ul>  |
| 様式5-1     | 参考見積書（建設工事）                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案内容に応じて見積項目は変更すること。</li></ul>   |
| 様式5-2     | 参考見積書（設計業務）                    |  |
| 様式6       | 工事工程表                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設計業務及び建設工事を合わせた工程表とすること。</li><li>・ 提案内容を踏まえた工事工程とすることとし、全体工程を令和13年度末までに完了させるものとする。</li></ul> |

## ◆技術提案書の作成に関する費用の支払い

- ① 支払額 一律 950万円（税込）
- ② 支払時期 優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定の通知時に支払請求の提出を依頼
- ③ 支払方法 上記支払請求に基づいて銀行振込を行う
- ④ 支払条件 技術提案の内容が、当社が示す評価項目及び技術提案書の作成条件を満足すること。  
成果が得られていない場合又は手続き途中の辞退などにより成果が得られなかった場合は支払わない



### ◆技術提案の履行に関する事項

原則とし、設計及び工事の段階において優先交渉権者が提出した技術提案の内容は変更不可とする。  
ただし、以下の場合はこの限りではない。

- ①受注者の責によらない理由により、評価した項目の内容が履行不可能になった場合
- ②合理的な理由により受注者からの変更の協議があり、かつ、その変更内容が当初の提案内容を下回らないと認められた場合

## ⑦価格等の交渉の流れ

1. 価格等の交渉とは、契約責任者及び優先交渉権者が、設計業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の建設工事の契約締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。
2. 優先交渉権者は設計業務の実施の後、契約責任者が交付する工事設計図書に対応する工事費見積書及び工事費内訳書及び見積条件書等（以下「見積書等」という。）を提出する。
3. 見積書等は、設計業務期間中においても、優先交渉権者から適宜提出を求め、必要に応じて評価及び協議を実施する。
4. 契約責任者と優先交渉権者は、設計業務に関する協議・交渉の過程で確認された事項や設計成果品等に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。
  - ①見積額の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
  - ②積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
  - ③優先交渉権者は、交渉後、見積条件や見積額の変更の有無にかかわらず、最終工事費見積書及び最終工事費内訳書及び最終見積条件書等を提出する。
  - ④価格等の交渉を経ても、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないものとする。
  - ⑤建設工事の契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行う。

- 本日の質疑応答は、技術提案書等の資料作成説明の内容に関するもののみとする。
- 本日の質疑応答の内容については、以下に記載のホームページに掲載する。
- 質問に対する回答の掲載について  
東日本高速道路のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）  
⇒[https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service)